

令和6年度 潟上市放課後児童クラブについて

次の内容で放課後児童クラブを運営します。ご確認の上、入所申請をしてください。

項目	内容
運営形態	公設民営による運営 *設置は潟上市、運営はシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が行います。
クラブ名(定員)	おいわけA児童クラブ(30人)、おいわけB児童クラブ(30人) おいわけC児童クラブ(30人) でとA児童クラブ(45人)、でとB児童クラブ(45人) てんとうA児童クラブ(30人)、てんとうB児童クラブ(30人) てんとうC児童クラブ(30人) とうこ児童クラブ(30人) おおとよ児童クラブ(60人) いいたがわ児童クラブ(60人)
対象児童	市内に居住する小学校1年生から6年生で保育に欠ける児童 *同居家族が就労などのため保育ができない家庭が対象です。
開所日	・学校の授業日 ・長期休業期間 (長期休業のみの利用は夏季休業・冬季休業に限り可能。春季休業、秋季休業のみの利用はできません) ・土曜日 ・開校記念日、学校行事の振替休日等
開所時間	・学校の授業日 学校終業時から午後7時00分まで ・土曜日、学校休校日、長期休業期間 午前7時30分から午後7時00分まで
閉所日	・日曜日 ・祝日 ・年末年始(12月29日～1月3日) ・市長が特に必要と認めた日
保護者負担額	・1人1か月につき5,000円(安全保険料別途) ・ <u>長期休業中は、1人1日につき200円が加算されます。</u> ・長期休業中のみの利用は、期間中利用料5,000円に、1人1日につき200円が加算されます。 ・減免制度あり
入所決定の取消・停止	次の項目に該当する場合は、入所決定の取消や入所停止となります。 ・正当な理由がなく、1月以上出席しないとき。(条例施行規則第10条) ・正当な理由がなく、保育料を3月以上滞納したとき。(条例施行規則第10条) ・週3日または月12日以上の利用がない状態が2月発生したとき。(内規第11項)